

大分県立工科短期大学校自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

[無停電年次点検運用事業場]

1 委託期間 令和8年10月1日～令和11年9月30日（3年間）

2 業務実施日 本校の開校日（開庁日）とする。

3 業務場所 大分県立工科短期大学校 中津市大字東浜407-27

4 対象設備の概要

- (1) 設備容量1,400KVA、契約電力305KW、受電電圧6,600V
- (2) 受変電設備（キュービクル）の数 2
- (3) 変圧器（トランス）の数 6
- (4) 非常用予備発電設備 なし
- (5) 常用発電設備 なし
- (6) 直流電源装置制御用・非常照明用鉛蓄電池300Ah

5 保安管理業務の範囲は次のとおりとし、委託料にはその全てを含む。

- (1) 月次点検 毎月1回、施設の運転中に点検、測定及び試験を行う。
(ただし、経済産業省告示第249号に基づき絶縁常時監視装置を設置する場合は、隔月1回以上の点検とする。監視装置の設置費用及び運用費用は受託者の負担とする。)
- (2) 年次点検 毎年1回、無停電にて点検、測定及び試験を行う。但し、令和9年、停電により設備を停止した状態で点検、測定及び試験を行う。
- (3) 電気事故対応 電気事故が発生した場合は、天災地変によりやむを得ない場合を除き、夜間休祭日を問わず1時間以内に現場に到着し、応急措置、事故原因の探求等を行う。
- (4) 臨時点検 必要に応じて点検、測定及び試験を行う。
- (5) 立入検査立会 電気事業法第107条3項に定める立入検査の立会を行う。
- (6) 工事中の点検 電気工作物の設置、または変更工事の工事期間のうち、法令に基づく週1回の点検、測定及び試験を行う。
- (7) 国への申請等 電気事業法に基づく電気工作物の工事、維持等の保安管理に関する国への提出書類及び図面の作成及び手続きの助言を行う。

6 年間を通じ、24時間連絡が可能な体制である。

- 7 落雷・台風・水害・不測かつ突発的電気事故により受電設備に被害が生じた場合、受託者の負担により保証する制度を有する。
- 8 自家用電気工作物構内において、受託者の責めによる事項により損害が発生した場合、受託者はこれを保証する。
- 9 委託契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡したり承継させたりしない。
- 10 この契約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。